

富岡町復興推進計画

平成29年6月12日

福島県富岡町

1. 計画の区域

富岡町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。

当町においても、震災・大津波により、建物及びJR富岡駅の流出や道路・水道をはじめとする社会インフラにも甚大なる被害が生じるなど、その被害は町全域に及び、人的被害も平成29年5月末現在で死者、行方不明者合わせて24名となっている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、同年3月12日以降、平成29年4月1日に帰還困難区域を除く避難指示が解除される迄、全町避難を強いられ、町民生活はもとより地場産業も著しく落ち込み、震災前稼働していた事業所890社あったが、震災後町内で事業再開している事業者が42社（商工会加入事業者）と、当町の経済は非常に厳しい状況に直面している。

こうした中、当町では平成27年6月に策定した第二次災害復興計画に基づき、社会インフラの復旧・復興や除染などに積極的に取組み、平成29年4月の帰還開始を果たしたところである。

原発事故の一日も早い収束と廃炉事業の進展による安全安心の確保、生活インフラの整備と更なる充実、地域経済の回復と帰還住民の雇用確保の為、当町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、帰還する町民生活の安定及び地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

帰還する町民生活の安定及び地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、当町中核的産業である技術サービス業（他に分類されないもの）において、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当町に立地する原子力エンジニアリング株式会社（以下「対象事業者」という。）が富岡町内（富岡町中央二丁目）において、事務所兼社員寮の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当町における技術サービス業（他に分類されないもの）は、当町の学術研究、専門・技術サービス業における従業者数で第1位であり、当町の中核的産業である。対象事業者が当町に進出した場合、稼働時には35名の新規雇用を予定しており、技術サービス業（他に分類されないもの）の従業者数の約90%を占めることとなることから、対象事業者が行う設備投資による雇用効果や経済効果、原発事故収束と廃炉作業などは被災地復興に大きく繋がるものである。

したがって、目標に掲げた「帰還する町民生活の安定及び地域経済の活性化と雇用の創出を図る」ことを達成する為に必要かつ、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的なものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤ 特別の措置

当事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

原子力関連機器の設計・製作、各種設備・装置等の点検検査及び施設の運転保守や試験・実験装置の運転管理等を主業務とする対象事業者は、当町における産業分類上で中核的な事業を行う企業と位置付けられており、復興の推進に欠かせない原発事故の収束と廃炉事業進展に大きく寄与するものである。

また、新規雇用も35名を予定しており、町民の雇用機会の創出に大きく貢献するものである。

これらの効果は当町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、富岡町、福島県、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員とする富岡町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。